平成２７年２月

定　例　記　者　会　見

と　き　　平成２７年２月１６日（月）
午前１０時００分から
ところ　　市役所２０２・２０３会議室

会見次第

１　市長あいさつ

２　２月定例市議会上程議案について

３　質　疑

４　その他

犬　山　市

企画財政部秘書企画課

目　　次

１　基本方針　…………………………　１

２　２月定例市議会日程（案）　…………………………　２

３　提出議案の概要　…………………………　３

４　条例案件　…………………………　４

５　単行案件　…………………………　２７

６　人事案件　…………………………　２８

７　平成２７年度当初予算の概要　…………………………　２９

８　平成２７年度当初予算会計別総括表　…………………………　３１

９　平成２７年度一般会計当初予算歳入款別表　…………………………　３２

１０　平成２７年度一般会計当初予算歳出款別表　…………………………　３３

１１　平成２７年度新規及び主要事業　…………………………　３５

１２　平成２６年度２月補正予算の概要　…………………………　４５

１３　平成２６年度補正後予算会計別総括表　…………………………　４６

１４　平成２７年６月までの主な行催事　…………………………　４７

１　基本方針

昨年１２月１７日の新市長就任から予算案上程まで、短期間であったものの、行政サービスの継続性を第一に考え、行財政運営が滞ることがないよう予算編成を行った。

特に、平成２６年度当初予算に引き続き、本市の大型プロジェクト事業でもある、平成２８年４月末の新体育館完成を含む、「羽黒中央公園整備事業」や、「旧名古屋証券犬山綜合運動場（内田防災公園）の取得・整備事業」の確実な事業の進捗を図ることができるよう、予算配分した。

そのほか、安全・安心なまちづくりの推進のため、防災・減災対策事業として、防災備蓄品などの充実、農業用ため池の耐震対策事業などや、犬山富士線など幹線道路をはじめとする道路整備事業などの基盤整備を進める。

また、「健康市民づくり」をさらに進めるため、健康診査事業では、従来の特定検診などのほかに、生活習慣病予備軍である若年層を対象とした講座の開催などを行い、検診事業では、各種がん検診の普及、啓発を図るとともに、胃がんのリスク検診として、新たにピロリ菌検査を実施するなど、必要な予算について、当初予算より計上したものである。

２　２月定例市議会日程（案）

○　２月１３日（金）　告示
○　２月２０日（金）　開会
○　３月１７日（火）　閉会

日　次	月　日	曜 日	開議時刻	摘　　　　要
第　１　日	２．２０	金	午前１０時	○開　　会　　○会議録署名議員の指名 ○会期の決定　　○諸般の報告 ○施政方針演説　○議案上程説明
第　２　日	２１	㊏		○休　　会
第　３　日	２２	㊐		○休　　会
第　４　日	２３	月		○精　　読
第　５　日	２４	火	午前１０時	○補正予算案件に対する質疑・委員会審査・討論・採決
第　６　日	２５	水		○精　　読
第　７　日	２６	木		○精　　読
第　８　日	２７	金	午前１０時	○一般質問
第　９　日	２８	㊏		○休　　会
第１０日	３．１	㊐		○休　　会
第１１日	２	月	午前１０時	○一般質問
第１２日	３	火	午前１０時	○一般質問
第１３日	４	水	午前１０時	○一般質問
第１４日	５	木		○休　　会
第１５日	６	金	午前１０時	○議案質疑
第１６日	７	㊏		○休　　会
第１７日	８	㊐		○休　　会
第１８日	９	月	午前１０時	○議案質疑　　○委員会付託
第１９日	１０	火		○全員協議会
第２０日	１１	水		○部門委員会
第２１日	１２	木		○部門委員会
第２２日	１３	金		○部門委員会
第２３日	１４	㊏		○休　　会
第２４日	１５	㊐		○休　　会
第２５日	１６	月		○休　　会
第２６日	１７	火	午前１０時	○再　　開　　○委員長報告 ○同報告に対する質疑 ○討　　論　　○採　　決　　○閉　　会

３　提出議案の概要

○　条例案件　　　　３１件（制定５、廃止３、全部改正１、一部改正２２）

○　単行案件　　　　　１件

○　人事案件　　　　　４件

○　当初予算案件　　１０件（一般会計１、特別会計８、企業会計１）

○　補正予算案件　　　９件（一般会計１、特別会計８）

計　５５案件を上程予定

４　条例案件

【制定及び全部改正】

犬山市教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定について

（学校教育課）

（ 趣 旨 ）

　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、犬山市教育委員会教育長の勤務時間等を定めるため、条例を制定するもの。

（ 内 容 ）

　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育長は常勤の特別職となるため、地方公務員法の適用を受けなくなるが、これからも一般職と同様に職務専念義務の規定を受けるため、勤務時間、休暇、職務専念義務の免除を定める。

（施行日）

平成２７年４月１日

※経過措置

　現に在職する教育長の教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に教育長が欠けた場合にあっては、当該欠けた日）までは、なお従前の例による。

犬山市立幼稚園条例の制定について
犬山市立保育園条例の制定について
犬山市立認定こども園条例の全部改正について

（子ども未来課、学校教育課）

（趣旨及び内容）

平成２７年４月に施行する子ども・子育て支援新制度では、「子どものための教育・保育給付」が創設され、同一の制度の下、幼稚園、保育園及び認定こども園は特定教育・保育施設として施設型給付の対象となる。

市立幼稚園、保育園及び認定こども園の設置及び管理に関する条例の規定を統一的なものとするため、附則により既存の条例を廃止し、新たに条例を制定することにより、各施設の特徴が比較しやすくなる。

※附則により廃止する条例

犬山市立犬山幼稚園授業料徴収条例
犬山市保育園における保育の実施に関する条例
犬山市保育園設置条例
犬山市保育の実施に係る保育料及び利用料の徴収に関する条例

（施行日）

平成２７年４月１日

犬山市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する条例の制定について

（子ども未来課、学校教育課）

（ 趣 旨 ）

子ども・子育て支援法の施行に伴い、子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するもの。

（ 内 容 ）

平成２７年４月に施行する子ども・子育て支援新制度では、「子どものための教育・保育給付」が創設され、同一の制度の下、幼稚園、保育園及び認定こども園は特定教育・保育施設として施設型給付を、家庭的保育事業、小規模保育事業等は特定地域型保育事業として地域型保育給付の対象となる。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を利用した者の利用者負担額を、１号・２号・３号の子どもの認定区分及び保護者の所得に応じて定める。

※認定区分

○１号認定…満３歳以上で幼稚園、認定こども園（教育）を利用する子ども

○２号認定…満３歳以上で保育園、認定こども園（保育）を利用する子ども

○３号認定…満３歳未満で保育園、認定こども園（保育）、地域型保育事業を利用する子ども

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を利用する者が、所得に応じて利用者負担をすることにより、良質かつ適切な内容及び水準の教育・保育の提供が行われ、全ての子どもが健やかに成長するために、適切な環境が等しく確保される。

１号認定子どもの利用者負担額(公立)

対象：犬山幼稚園及び市内子ども未来園の１号認定子ども

【現行】

区分		第1子	第2子	第3子以降
①	生活保護世帯	416	416	416
②	市民税非課税世帯	5,333	2,833	416
③	市民税 所得割非課税世帯	5,333	2,833	416
④	市民税 所得割課税77,100円以下	7,000	3,666	416
⑤	市民税 所得割課税211,200円以	7,000	3,666	416
⑥	市民税 所得割課税211,201円以	7,000	3,666	416

※別途給食費、教材費・絵本代が必要

※多子軽減の対象は、幼稚園等に入園している3歳児から小学校3年生まで

【改正後】

区分		第1子	第2子	第3子以降
①	生活保護世帯	0	0	0
②-1	市民税非課税世帯	0	0	0
②-2	市民税 所得割非課税世帯	3,000	1,500	0
③	市民税 所得割課税77,100円以下	7,000	3,500	0
④	市民税 所得割課税211,200円以下	7,000	3,500	0
⑤	市民税 所得割課税211,201円以上	7,000	3,500	0

※別途給食費、教材費・絵本代が必要（第１階層及び第2-1階層について、給食費免除を検討中）

※多子軽減の対象は、幼稚園等に入園している3歳児から小学校3年生まで

※ひとり親家庭、在宅障害児（者）がいる世帯等で、第2-2階層は0円、第3階層は1,000円減

【次頁に続く】

１号認定子どもの利用者負担額(私立)
対象：私立幼稚園の１号認定子ども

【現行　市外D幼稚園】

	区分	第1子	第2子	第3子以降
①	生活保護世帯	4,263	4,263	4,263
②	市民税非課税世帯	13,330	8,846	4,263
③	市民税 所得割非課税世帯	13,330	8,846	4,263
④	市民税 所得割課税77,100円以下	20,330	12,346	4,263
⑤	市民税 所得割課税211,200円以	24,746	14,513	4,263
⑥	市民税 所得割課税211,201円以	29,930	17,096	4,263

※別途給食費、教材費、バス代等が必要

※多子軽減の対象は、幼稚園等に入園している3歳児から小学校3年生まで

【利用者負担設定後】

	区分	第1子	第2子	第3子以降
①	生活保護世帯	0	0	0
②-1	市民税非課税世帯	3,000	1,500	0
②-2	市民税 所得割非課税世帯	3,000	1,500	0
③	市民税 所得割課税77,100円以下	16,100	8,050	0
④	市民税 所得割課税211,200円以下	20,500	10,250	0
⑤	市民税 所得割課税211,201円以上	25,700	12,850	0

※別途給食費、教材費、バス代等が必要

※多子軽減の対象は、幼稚園等に入園している3歳児から小学校3年生まで

※ひとり親家庭、在宅障害児（者）がいる世帯等で、第2-1階層及び第2-2階層は0円、第3階層は1,000円減

※平成28年度以降、市内私立幼稚園が新制度に移行する場合は、近隣市町の状況も含めて改めて検討。

２号及び３号認定子どもの利用者負担額
対象：市内子ども未来園及び私立保育園の２号及び３号認定子ども

【現行】

	区分	3歳以上児（2号認定）	3歳未満児（3号認定）
①	生活保護世帯	0	0
②	市民税非課税世帯	0	0
③	市民税 所得割非課税世帯	8,200	9,700
④	所得税課税25,000円未満	16,200	19,500
⑤	所得税課税25,000円以上 87,500円未満	19,800	27,600
⑥	所得税課税87,500円以上 365,000円未満	22,700	39,600
⑦	所得税課税365,000円以上	22,700	48,800

※第2子は半額、第3子以降は無料（多子軽減の対象は保育所等の入園している0-5歳児）

※ひとり親家庭、在宅障害児（者）がいる世帯等で、第3階層及び第4階層は1,000円減

【改正後】

	区分	3歳以上児（2号認定）		3歳未満児（3号認定）	
		保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間
①	生活保護世帯	0	0	0	0
②	市民税非課税世帯	0	0	0	0
③-1	市民税 所得割非課税世帯	7,000	10,000	9,700	12,700
③-2	市民税 所得割課税48,600円未満	11,000	14,000	14,600	17,600
④	市民税 所得割課税97,000円未満	16,200	19,200	19,500	22,500
⑤	市民税 所得割課税169,000円未満	19,800	22,800	27,600	30,600
⑥	市民税 所得割課税301,000円未満	22,700	25,700	39,600	42,600
⑦	市民税 所得割課税397,000円未満	22,700	25,700	48,800	51,800
⑧	市民税 所得割課税397,000円以上	22,700	25,700	48,800	51,800

※第2子は半額、第3子以降は無料（多子軽減の対象は保育所等の入園している0-5歳

※ひとり親家庭、在宅障害児（者）がいる世帯等で、第3-1階層及び第3-2階層は1,000円減

※18歳未満の子どものうち第3子以降の3歳未満児は、第3-1階層から第4階層は無料、第5階層及び第6階層は半額

（施行日）

平成２７年４月１日

工場立地法第４条の２第２項の規定に基づく準則を定める条例の制定について
（商工企業振興課）

（ 趣 旨 ）
工場立地に関する準則に定められた緑地及び環境施設の面積率等を緩和することにより、企業が再投資しやすい環境の整備を図るため、条例を制定するもの。

（ 内 容 ）
○緑地面積率等の緩和
工場立地法により特定工場に対し設置が求められている緑地及び環境施設等の敷地に対する面積率を、それぞれ緩和する。

○対象区域
①都市計画法第８条第１項第１号の準工業地域
②都市計画法第８条第１項第１号の工業地域及び工業専用地域

○現在の緑地面積率等
緑地面積率　２０％　環境施設等　２５％
重複緑地算入率　２５％

○新たに定める緑地面積率等
上記①の区域　緑地面積率　１０％　環境施設等　１５％
上記②の区域　緑地面積率　　５％　環境施設等　１０％
重複緑地算入率　５０％

○対象工場
市内に２６ある特定工場のうち、上記対象区域内の１９工場

（ 効 果 ）
企業の設備投資における施設配置の自由度が増すことにより、より効率的な生産ラインを構築することが可能となる。
敷地の有効利用可能な面積が増すことにより、新たな設備投資を誘導することが可能となる。

（施行日）
公布の日

【廃止及び一部改正】

犬山市相馬育英事業特別会計設置に関する条例の廃止について **犬山市岡部育英事業特別会計設置に関する条例の廃止について** **犬山市教育振興事業特別会計設置に関する条例の廃止について** **犬山市相馬育英事業基金の設置及び管理に関する条例の一部改正について** **犬山市岡部育英事業基金の設置及び管理に関する条例の一部改正について** **犬山市教育振興事業基金の設置及び管理に関する条例の一部改正について** **（学校教育課、社会教育課）**
（ 趣 旨 ） 犬山市相馬育英事業、犬山市岡部育英事業及び犬山市教育振興事業の特別会計設置に関する条例を廃止するもの。 特別会計の廃止に伴い、一般会計に計上してそれぞれの事業を運営できるようにするため、設置及び管理に関する条例の一部を改正するもの。 （ 内 容 ） 犬山市相馬育英事業、犬山市岡部育英事業及び犬山市教育振興事業について、事業規模が小さく、事務の効率化を図るため、特別会計を廃止し、一般会計に組み替える。 加えて、教育振興事業については、利子収入のみでは事業の運営が困難であることから、基金の取り崩しによって事業の円滑な継続化を図る。 （施 行 日） 平成２７年４月１日

犬山市部設置条例の一部改正について

（総 務 課）

（ 趣 旨 ）

企画財政部の分掌事務の見直しに伴い、条例の一部を改正するもの。

（ 内 容 ）

企画財政部の分掌事務について、「市税の賦課及び徴収」を「市税の賦課」及び「市税等の徴収」に改める。

（施 行 日）

平成２７年４月１日

犬山市行政手続条例の一部改正について

（総務課）

（ 趣 旨 ）

行政手続法の改正等に伴い、条例の一部を改正するもの。

（ 内 容 ）

処分及び行政指導に関する手続き等について、新たに次のことを規定するとともに、字句の整理等を行う。

○行政指導の方式

行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、相手方に対して、その権限を行使し得る根拠を示さなければならない。

○行政指導の中止等の求め

法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が、法律又は条例に置かれているものに限る）の相手方は、その行政指導が違反の要件に適合しないと思われるときは、行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、その行政指導の中止等を求めることができる。

○処分等の求め

法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導がされていないと思われるときは、その処分をする権限を有する行政庁又は行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、処分又は行政指導をすることを求めることができる。

（ 施 行 日 ）

平成２７年４月１日

（一部、行政不服審査法の施行の日）

犬山市職員定数条例の一部改正について

（総務課）

（ 趣 旨 ）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

（ 内 容 ）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育長は、常勤の特別職となるため、条例で定義する職員の規定を改正する。

（施 行 日）

平成２７年４月１日

※経過措置

現に在職する教育長の教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に教育長が欠けた場合にあっては、当該欠けた日）までは、なお従前の例による。

犬山市特別職報酬等審議会条例の一部改正について

（総務課）

（ 趣 旨 ）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

（ 内 容 ）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育長は、常勤の特別職となるため、その給料の額について、犬山市特別職報酬等審議会に意見を求める対象に加える。

（ 施 行 日 ）

平成２７年４月１日

※経過措置

現に在職する教育長の教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に教育長が欠けた場合にあっては、当該欠けた日）までは、なお従前の例による。

犬山市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

（総務課）

（ 趣 旨 ）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

（ 内 容 ）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育委員会は、新たな教育長と委員で組織され、教育委員会委員長は、教育長に一本化されて、その職がなくなるため、教育委員会委員長の報酬額の規定を削除する。

（施 行 日）

平成２７年４月１日

※経過措置

現に在職する教育長の教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に教育長が欠けた場合にあっては、当該欠けた日）までは、なお従前の例による。

犬山市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

（総務課）

（ 趣 旨 ）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

（ 内 容 ）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育長は、常勤の特別職となるため、その給料月額について規定する。

これにより、犬山市教育委員会教育長の給与等に関する条例は、廃止する。

（施 行 日）

平成２７年４月１日

※経過措置

現に在職する教育長の教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に教育長が欠けた場合にあっては、当該欠けた日）までは、なお従前の例による。

犬山市職員の給与に関する条例の一部改正について

（総務課）

（ 趣 旨 ）

本年度の人事院勧告に基づき、条例の一部を改正するもの。

（ 内 容 ）

①行政職給料表の改定

給料月額を平均２%引き下げる。ただし、経過措置として、平成３０年３月３１日までの間は、現給補償する。

「単純職給料表」を「別表２　行政職給料表（二)」として追加し、犬山市の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例を廃止する。

②地域手当の支給割合

現行３％を平成３０年３月末までに段階的に６％へ引き上げる。なお、平成２７年度は４％とする。

③管理職員特別勤務手当の支給要件の見直し

災害対応等の平日深夜勤務に対し新たに支給する。

※平成２７年度影響額

地域手当　２１，３１６千円（一人当たり　約３７千円/年）

（施 行 日）

平成２７年４月１日

犬山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

（総務課）

（ 趣 旨 ）

特殊勤務手当の改定に伴い、条例の一部を改正するもの。

（ 内 容 ）

今年度末をもって、清掃職員が定年退職となることなどから、衛生手当及び運転手当を削除する。

○衛生手当

ごみ処理業務に従事したときには、６００円/日

野犬等の掃とう業務に従事したときには、５００円/日

○運転業務

廃棄物の収集及び処理に使用する車両の運転業務に従事したときには、１５０円/日

（施行日）

平成２７年４月１日

犬山市職員の退職手当支給条例の一部改正について

（総務課）

（ 趣 旨 ）

退職手当の改定に伴い、条例の一部を改正するもの。

（ 内 容 ）

給料月額の引き下げを踏まえ、現行の退職手当の基本額に加算する、「調整額」（退職前の職責に応じた額）を、国に準じて改正する。

（施行日）

平成２７年４月１日

犬山市特別職に属する職員の退職手当支給条例の一部改正について

（総務課）

（ 趣 旨 ）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

（ 内 容 ）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育長は、常勤の特別職となるため、その退職手当の支給割合を規定する。

これにより、犬山市教育委員会教育長の退職手当支給条例は、廃止する。

（施行日）

平成２７年４月１日

※経過措置

現に在職する教育長の教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に教育長が欠けた場合にあっては、当該欠けた日）までは、なお従前の例による。

犬山市教育委員会委員の定数を定める条例の一部改正について

（学校教育課）

（ 趣 旨 ）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、犬山市教育委員会委員の定数を改正するもの。

（ 内 容 ）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育長は教育委員ではなくなるため、現在、教育長を含め７名の委員定数を６名に改正する。

（施 行 日）

平成２７年４月１日

※経過措置

現に在職する教育長の教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に教育長が欠けた場合にあっては、当該欠けた日）までは、なお従前の例による。

犬山市介護保険条例の一部改正について

（長寿社会課）

（　趣　旨　）

介護保険料の改正等に伴い、条例の一部を改正するもの。

（　内　容　）

犬山市介護認定審査会の委員定数を３６人以内から５０人以内に変更し、第６次介護保険事業計画に基づき、介護保険料を改定する。

また、新しい地域支援事業を平成２９年４月１日から実施する旨を定める。

《現行の介護保険料》

第１段階	市民税非課税世帯		生活保護受給者、老齢福祉年金受給者	19,100円
第２段階			被保険者本人の前年の課税年金収入額と前年の合計所得金額の合算額が８０万円以下の者	23,900円
第３段階			被保険者本人の前年の課税年金収入額と前年の合計所得金額の合算額が８０万円を超え１２０万円以下の者	28,700円
第４段階			被保険者本人の前年の課税年金収入額と前年の合計所得金額の合算額が１２０万円を超える者	33,500円
第５段階	市民税課税世帯	本人市民税非課税	本人の前年の課税年金収入額と前年の合計所得金額の合算額が８０万円以下の者	40,700円
第６段階			本人の前年の課税年金収入額と前年の合計所得金額の合算額が８０万円を超える者	47,900円
第７段階		本人市民税課税	前年の合計所得金額が１２５万円未満の者	55,100円
第８段階			前年の合計所得金額が１２５万円以上１９０万円未満の者	59,900円
第９段階			前年の合計所得金額が１９０万円以上５００万円未満の者	71,900円
第10段階			前年の合計所得金額が５００万円以上の者	76,700円

※下線部は基準所得金額の変更点

【次頁に続く】

《平成２７年度から平成２９年度の介護保険料》

第１段階	市民税非課税世帯		生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、被保険者本人の前年の課税年金収入額と前年の合計所得金額の合算額が８０万円以下の者	27,300円
第２段階			被保険者本人の前年の課税年金収入額と前年の合計所得金額の合算額が８０万円を超え１２０万円以下の者	35,500円
第３段階			被保険者本人の前年の課税年金収入額と前年の合計所得金額の合算額が１２０万円を超える者	41,000円
第４段階	市民税課税世帯	本人市民税非課税	本人の前年の課税年金収入額と前年の合計所得金額の合算額が８０万円以下の者	46,500円
第５段階			本人の前年の課税年金収入額と前年の合計所得金額の合算額が８０万円を超える者	54,700円
第６段階		本人市民税課税	前年の合計所得金額が１２０万円未満の者	62,900円
第７段階			前年の合計所得金額が１２０万円以上１９０万円未満の者	68,400円
第８段階			前年の合計所得金額が１９０万円以上２９０万円未満の者	82,100円
第９段階			前年の合計所得金額が２９０万円以上５００万円未満の者	93,000円
第10段階			前年の合計所得金額が５００万円以上１，０００万円未満の者	95,800円
第11段階			前年の合計所得金額が１，０００万円以上の者	98,500円

※下線部は基準所得金額の変更点

※介護保険料の基準月額

現行　３，９９５円　→　改定後　４，５６３円
（５６８円増）

（施行日）

平成２７年４月１日

犬山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

（長寿社会課）

（ 趣 旨 ）

グループホームや認知症対応型デイサービスなど、市民で要介護１～５の認定者のみが利用できるサービスである、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

（ 内 容 ）

国の基準改正に伴い、同条例を改正する。

【主な改正内容】

○「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に変更する。

○小規模多機能型居宅介護事業、看護小規模多機能型居宅介護事業の登録定員を２５人以下から２９人以下に増員し、これに併せて通いサービスの利用定員を下記の表のとおりに改める。

登録定員	利用定員
２６人又は２７人	１６人
２８人	１７人
２９人	１８人

○認知症対応型共同生活介護事業所のユニット数を１又は２としているが、用地の確保や地域の実情にあわせてユニット数を３とすることができるよう追加する。

（施 行 日）

平成２７年４月１日

犬山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

（長寿社会課）

（ 趣 旨 ）

介護予防認知症対応型デイサービスなど、市民で要支援１、２の認定者のみが利用できる介護サービスである、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

（ 内 容 ）

国の基準改正に伴い、同条例を改正する。

【主な改正内容】

○介護予防小規模多機能型居宅介護事業の登録定員を２５人以下から２９人以下に増員し、これに併せて通いサービスの利用定員を下記の表のとおりに改める。

登録定員	利用定員
２６人又は２７人	１６人
２８人	１７人
２９人	１８人

○介護予防認知症対応型共同生活介護事業所のユニット数を１又は２としているが、

用地の確保や地域の実情にあわせてユニット数を３とすることができるよう追加する。

（ 施 行 日 ）

平成２７年４月１日

犬山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

（長寿社会課）

（ 趣 旨 ）

要支援認定者のケアプラン作成業務など、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

（ 内 容 ）

国の基準改正に伴い、同条例を改正する。

【主な改正内容】

〇要支援認定者の介護予防訪問介護、介護予防通所介護サービスが地域支援事業に移行するため条文を整理するもの。

（施行日）

平成２７年４月１日

犬山市市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

（都市計画建築課）

（ 趣 旨 ）

市営犬山口住宅の用途廃止に伴い、条例の一部を改正するもの。

（ 内 容 ）

市営犬山口住宅の全ての入居者の移転等が完了したことにより、現在９箇所ある市営住宅のうち市営犬山口住宅を廃止し、条例の別表から削除する。

（施行日）

公布の日

犬山市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

（水道課）

（ 趣 旨 ）

本年度の人事院勧告に基づき、条例の一部を改正するもの。

（ 内 容 ）

○管理職員特別勤務手当の支給要件の見直し

犬山市職員の給与に関する条例の一部改正にあわせて、災害対応等の平日深夜勤務に対し、新たに支給する。

（施行日）

平成２７年４月１日

犬山市消防団員の任免、定員、服務等に関する条例の一部改正について

（消防本部庶務課）

（ 趣 旨 ）

犬山市消防団員の任命条件を緩和することに伴い、条例の一部を改正するもの。

（ 内 容 ）

消防団員の入団の促進を図るため、任命条件を緩和し、市内に在学している者の入団もできるよう、条例の一部を改正する。

（現在の任命条件は、市内に在住か在勤の１８歳以上の者）

（施行日）

公布の日

犬山市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

（消防本部庶務課）

（趣旨及び内容）

消防団員報酬の計算方法について、事実発生日を基準に日割計算で支給することを明確化するため、条例の一部を改正するもの。

１．新たに消防団員となった者は、任命された日から日割計算により報酬を支給する。

２．階級区分に異動があった場合には、変更があった日から日割計算により報酬を支給する。

３．任期満了、辞職、免職、停職又は死亡等により職を離れた者には、その日までの日割計算により報酬を支給する。

（施行日）

平成２７年４月１日

５　単行案件

丹葉地方教育事務協議会規約の変更について **（学校教育課）**
（趣旨及び内容） 　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育委員長と教育長を一本化した教育長の設置により、丹葉地方教育事務協議会の委員の規定を変更するもの。 （施行日） 平成２７年４月１日 ※経過措置 　現に在職する教育長の教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に教育長が欠けた場合にあっては、当該欠けた日）までは、なお従前の例による。

６　人事案件

犬山市固定資産評価審査委員会委員の選任について

（収納課）

（趣旨及び内容）

犬山市固定資産評価審査委員会委員の「沢田　和幸」氏及び「吉野　弘」氏が、平成２７年３月３１日をもって、また、同委員会委員の「石井　和宏」氏及び「髙山伸子」氏が、平成２７年５月１７日をもって任期満了となるため、後任者を任命するにあたり、地方税法第４２３条第３項の規定に基づき、議会の同意を求めるもの。

○平成２７年３月３１日任期満了に伴う後任者

氏　　名　沢田　和幸（再任）
任　　期　任命の日から３年間

氏　　名　吉野　弘（再任）
任　　期　任命の日から３年間

○平成２７年５月１７日任期満了に伴う後任者

氏　　名　石井　和宏（再任）
任　　期　任命の日から３年間

氏　　名　原　好恵
任　　期　任命の日から３年間

７　平成２７年度当初予算の概要

平成２７年度全会計当初予算　総額　４２６億７，２９０万円
（対前年度比　１８億６，８７１万６千円増、４．６％増）

平成２７年度一般会計当初予算　　総額　２３９億３１１万５千円
※平成２６年度一般会計当初予算　総額　２３３億１０４万円
（対前年度比　６億２０７万５千円増、２．６％増）

１　歳入（一般会計）

歳入の根幹となる市税は、総額１１０億６，５５３万２千円を計上し、前年度と比較すると７，２９５万６千円の増額、対前年度比０．７％の増となった。

主に、個人市民税では、税額控除等の改正による控除額の増に伴い減額、法人市民税については、景気の緩やかな回復傾向が続いている状況を受け増額、あわせて、企業の新規設備投資に伴う固定資産税（償却資産分）の増収を想定し予算計上した。

・個人市民税　３９億５，５０１万４千円
（対前年度比　２，２６１万７千円減、０．６％減）
・法人市民税　９億１６４万３千円
（対前年度比　７，１１６万３千円増、８．６％増）
・固定資産税　４９億４，７８２万３千円
（対前年度比　１，１１３万３千円増、０．２％増）

地方交付税は、１０億６，０００万円を計上した。

そのうち、普通交付税については、平成２６年度の交付実績額や国の動向をもとに、７億６，０００万円を計上した。（前年度比　２億４，０００万円減、２４．０％減）

国庫支出金では、障害者や児童にかかる給付費に対する国庫負担金や、羽黒中央公園関連整備事業や防災公園街区整備関連事業かかる社会資本整備総合交付金などで、３２億５，１７９万円を計上した。（前年度比　６，６９７万９千円増、２．１％増）

その他
・繰入金　１１億９，１８７万９千円
そのうち、財政調整基金　１０億５，０００万円（前年度　０円）
・繰越金　３億円（前年度比　２億円減、４０％減）

・市債　２２億５，２８０万円（前年度比　１億５，１４０万円増、７．２％増）
そのうち、臨時財政対策債　７億３，０００万円
（前年度比　５億７，０００万円減、４３．８％減）

２　歳出（一般会計）

目的別に歳出の主なものをみると

（１）民生費　８３億9，３６９万８千円
（対前年度比　６億８８８万３千円減、６．８％減）

障害者、高齢者、児童に対する給付事業や手当、医療費に関する所要の額を計上した。昨年度に比べ減額となったのは、平成２６年度当初予算では、国の施策にあわせ、臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金、子育て支援減税手当に関する給付事業を計上していたからである。

（２）土木費　４６億3，２３５万円
（対前年度比　１０億3，４５７万４千円増、２８．８％増）

市民の健康づくり、安全、安心な防災拠点の場となる、新体育館建設事業を含む羽黒中央公園整備事業や防災公園街区整備事業関連事業、内田西排水区にかかる雨水貯留施設等設置にかかる事業費などを計上した。

（３）教育費　２４億5，３１９万８千円
（対前年度比　５，９５９万９千円増、２．５％増）

国の補助にあわせ、体育館の吊り天井等について、撤去等の落下防止対策をすすめるため、平成２６年度に引続き、平成２７年度は、犬山南小学校と南部中学校体育館の改修工事や、市民自ら学ぶことができる生涯学習事業を推進するため、生涯学習講座開催事業などにかかる事業費や、市内文化財の適切な保護・管理・活用のための事業費などを計上した。

８　平成２７年度当初予算会計別総括表

（単位：千円・％）

会計名		平成２７年度当初予算額 A	平成２６年度当初予算額 B	比較増減 対当初予算額 C＝A－B	比較増減 伸び率 C／B
一般会計		23,903,115	23,301,040	602,075	2.6
特別会計	国民健康保険会計	8,941,630	8,275,588	666,042	8.0
	犬山城費会計	169,124	165,216	3,908	2.4
	木曽川うかい事業費会計	48,663	45,935	2,728	5.9
	岡部育英事業会計	廃会計	50	△ 50	△ 100.0
	相馬育英事業会計	廃会計	165	△ 165	△ 100.0
	土地取得会計	5,723	5,802	△ 79	△ 1.4
	公共下水道事業会計	1,995,833	1,820,549	175,284	9.6
	教育振興事業会計	廃会計	16	△ 16	△ 100.0
	農業集落排水事業会計	61,673	58,004	3,669	6.3
	介護保険会計	4,775,206	4,434,138	341,068	7.7
	後期高齢者医療会計	999,354	944,140	55,214	5.8
小計		16,997,206	15,749,603	1,247,603	7.9
企業会計	水道事業会計	1,772,579	1,753,541	19,038	1.1
合計		42,672,900	40,804,184	1,868,716	4.6

9 平成２７年度一般会計当初予算歳入款別表

（単位：千円・％）

区　分	平成２７年度		平成２６年度		比較増減	
	当初予算額 A	構成比	当初予算額 B	構成比	対当初予算額 C＝A－B	伸び率 C／B
*1 市税	11,065,532	46.3	10,992,576	47.2	72,956	0.7
2 地方譲与税	218,000	0.9	218,000	0.9	0	0.0
3 利子割交付金	30,000	0.1	30,000	0.1	0	0.0
4 配当割交付金	80,000	0.3	20,000	0.1	60,000	300.0
5 株式等譲渡所得割交付金	50,000	0.2	5,000	0.0	45,000	900.0
6 地方消費税交付金	1,000,000	4.2	1,141,000	4.9	△ 141,000	△ 12.4
7 ゴルフ場利用税交付金	20,000	0.1	20,000	0.1	0	0.0
8 自動車取得税交付金	55,000	0.2	120,000	0.5	△ 65,000	△ 54.2
9 地方特例交付金	55,000	0.2	55,000	0.2	0	0.0
10 地方交付税	1,060,000	4.4	1,320,000	5.6	△ 260,000	△ 19.7
11 交通安全対策特別交付金	13,000	0.1	13,000	0.1	0	0.0
*12 分担金及び負担金	318,269	1.3	304,632	1.3	13,637	4.5
*13 使用料及び手数料	535,617	2.3	522,536	2.2	13,081	2.5
14 国庫支出金	3,251,790	13.6	3,184,811	13.7	66,979	2.1
15 県支出金	1,360,721	5.7	1,510,878	6.5	△ 150,157	△ 9.9
*16 財産収入	10,633	0.1	17,328	0.1	△ 6,695	△ 38.6
*17 寄附金	2,295	0.0	3,746	0.0	△ 1,451	△ 38.7
*18 繰入金	1,191,879	5.0	134,669	0.6	1,057,210	785.0
*19 繰越金	300,000	1.3	500,000	2.1	△ 200,000	△ 40.0
*20 諸収入	1,032,579	4.3	1,086,464	4.8	△ 53,885	△ 5.0
21 市債	2,252,800	9.4	2,101,400	9.0	151,400	7.2
合計	23,903,115	100.0	23,301,040	100.0	602,075	2.6
*自主財源	14,456,804	60.5	13,561,951	58.2	894,853	6.6
依存財源	9,446,311	39.5	9,739,089	41.8	△ 292,778	△ 3.0

１０ 平成２７年度一般会計当初予算歳出款別表

（単位：千円・％）

区分	平成２７年度		平成２６年度		比較増減	
	当初予算額 A	構成比	当初予算額 B	構成比	対当初予算額 C＝A－B	伸び率 C／B
1 議会費	281,030	1.2	270,182	1.2	10,848	4.0
2 総務費	2,109,313	8.8	2,178,539	9.4	△ 69,226	△ 3.2
3 民生費	8,393,698	35.1	9,002,581	38.6	△ 608,883	△ 6.8
4 衛生費	2,294,267	9.6	2,196,683	9.4	97,584	4.4
5 農林業費	213,246	0.9	150,692	0.7	62,554	41.5
6 商工費	774,986	3.2	729,164	3.1	45,822	6.3
7 土木費	4,632,350	19.4	3,597,776	15.4	1,034,574	28.8
8 消防費	936,883	3.9	906,066	3.9	30,817	3.4
9 教育費	2,453,198	10.3	2,393,599	10.3	59,599	2.5
10 災害復旧費	8	0.0	3	0.0	5	166.7
11 公債費	1,809,135	7.6	1,870,754	8.0	△ 61,619	△ 3.3
12 諸支出金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
13 予備費	5,000	0.0	5,000	0.0	0	0.0
合計	23,903,115	100.0	23,301,040	100.0	602,075	2.6

平成２７年度一般会計当初予算歳入歳出構成比表

予　算　規　模

2,393,115 千円

単位：千円

歳　入（款別）

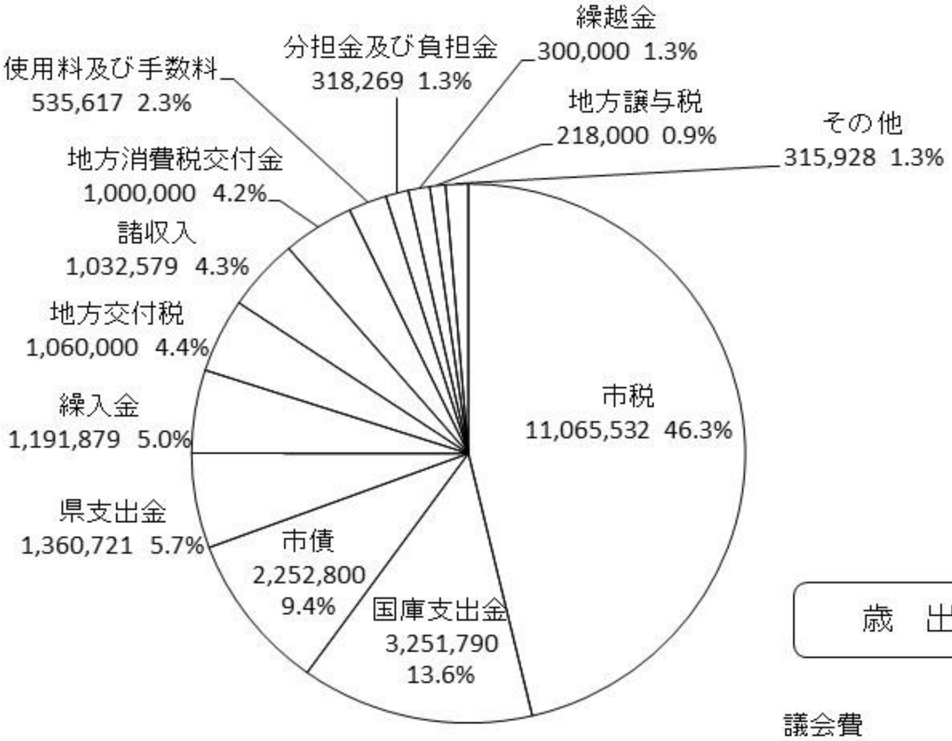

歳　出（款別）

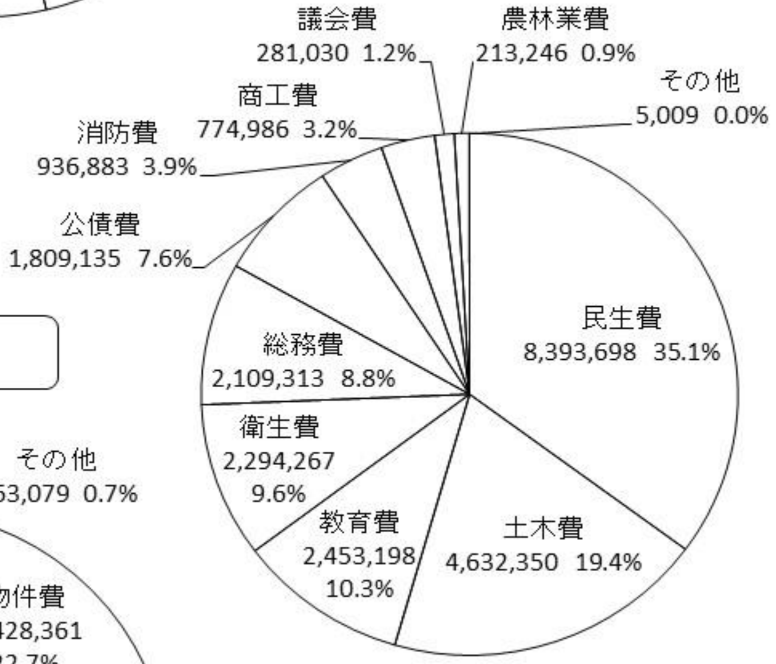

歳　出（性質別）

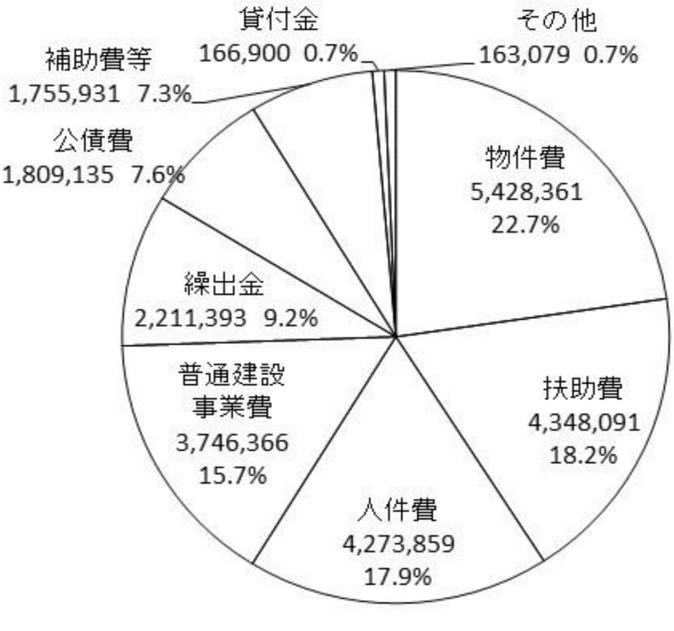

１１　平成２７年度新規及び主要事業

（１）新規事業の主なもの

国民健康保険税仮算定（普通徴収分）の廃止　　　　　　　　**—** **（保険年金課）**
（　目　的　） 　国民健康保険税（普通徴収分）で実施している仮算定徴収を廃止し、本算定徴収のみで徴収することで、被保険者が理解し易い徴収制度とする。 （事業概要） 　国民健康保険税（普通徴収分）は、４月・６月の２回を仮算定徴収で、８月から翌年３月までの８回を本算定徴収にて賦課額を計算している。 　仮算定徴収については、税額の計算方法等で納税義務者の理解を得ることが困難であることや、前々年及び前年の収入差額が大きく異なると、仮算定１期当たりの税額と、本算定１期当たりの税額の差が大きく異なり、年間を通して均一的な額で賦課ができず、納税義務者の負担が大きくなることなどが従来から課題であった。 　平成２６年２月に実施された基幹系システムの更新に伴い、仮算定廃止・本算定のみによる賦課が可能となり、平成２７年度より本算定のみ（６月から翌年３月までの１０回の納期）による賦課を実施する。 ※システム改修など、事業の準備及び実施に伴う予算は、平成２６年度予算にて 　対応済み。

女性消防団員創設事業	**１８５万４千円** **（消防本部庶務課）**

（ 目 的 ）

消防団活動の充実及び機能強化を図るため、新たに女性分団を創設することにより、女性ならではの視点も取り入れた消防団活動を展開し、より一層の消防団活動の活性化、消防防災力の強化充実を目指す。

（事業概要）

○女性消防団員数　　１５名

○活動開始時期　　　平成２７年４月１日

○活動内容

(1)防火指導、応急手当指導、高齢者住宅防火訪問など

(2)消防団催事（観閲式・出初式など）への参加

(3)災害時等の後方支援

(4)定期訓練・定期的な会議など

○報酬等　　報酬：５１，０００円～（年額）

出動手当：２，０００円（１回当たり）

（財源内訳）

※事業費の内訳

一般財源　　　　　　　１８５万４千円

（２）主要事業の主なもの

子ども医療費助成制度現物給付化事業	**３，８３５万１千円** **（保険年金課）**

（ 目 的 ）

小学４年生から高校３年生の児童・生徒の子ども医療費助成制度の支給方法を、償還払いから現物給付とすることで、利用者の利便性を高める。

（事業概要）

現在、小学４年生から高校３年生までの医療費自己負担分は、一度医療機関に支払った後、市へ申請することで助成額を支給している（償還払い）。

平成２７年４月１日より、尾北医師会管内（犬山市・江南市・大口町・扶桑町）の医療機関等において、窓口精算（現物給付）に変更する。

＜対象者＞

○　小学４年生～高校３年生　　６，７３１人

＜助成内容＞

○　小学４年生～中学３年生	通院	２／３
	入院	全　額
○　高校１年生～高校３年生	入通院	２／３

（財源内訳）

一般財源　　３，８３５万１千円

羽黒中央公園整備事業　　　　　　　　　　　　　　　　１６億２４万３千円
（都市計画建築課）

（　目　的　）
　都市公園として新体育館、グラウンド等を一体的に整備することで、より多くの市民が安心・安全・快適にスポーツに取り組み、健康的でいきいきと生活できる環境を提供し、市が目標とする健康市民づくりを推進するとともに、防災・交流など様々な活動の拠点としての活用を図る。

（事業概要）
　事業期間　平成２４年度～平成２８年度
　事業内容
　１）園地整備：約３．８ha
　　　多目的スポーツ広場、子ども広場、駐車場、トイレ等
　２）体育館建設：１棟
　　　ＲＣ造(一部鉄骨造) ２階建　延床面積約６，５００㎡
　３）周辺整備
　　　道路整備：約８８０ｍ、下水道整備：約３００ｍ

　平成２７年度事業内容
　１）園地整備：体育館周辺外構工、園路整備、舗装工等
　２）体育館建設：建築その他、電気設備、機械設備
　　　※平成２８年４月末完成予定

（財源内訳）

概算全体事業費	５６億５，０００万円
一般財源	３億１，７８０万円
国県支出金	２３億２，０４０万円
地方債	２８億１，１８０万円
その他	２億円

平成２７年度事業費	１６億２４万３千円
※事業費の内訳	
一般財源	５，８９４万３千円
国県支出金	６億４，９００万円
地方債	７億６，２３０万円
その他	１億３，０００万円

防災公園街区整備事業　　　　５億５，１２７万３千円
（都市計画建築課）

（ 目 的 ）
　快適な生活空間の創出と地震災害に対する不安の解消を図るため、地域防災計画により地震災害時の広域避難場所として指定されている旧名古屋証券犬山綜合運動場の取得及び整備を進める。

（事業概要）
　事業期間　平成２６年度～平成２９年度
　事業内容
　　内田防災公園（近隣公園）、多目的広場、常設駐車場
　　アクセス道路、消防署北出張所、雨水地下貯留施設の整備

　平成２７年度事業
　　・内田防災公園の一部の用地取得
　　・多目的広場の用地取得
　　・多目的広場休憩施設詳細設計

（財源内訳）
　※事業費の内訳

一般財源	５，８１８万６千円
国県支出金	１億５，２８８万７千円
地方債	３億４，０２０万円

道路台帳等デジタル化事業　　　　　　　　　　　　　**４，３００万円**
（道路維持課）

（　目　的　）
　道路法第２８条で整備が義務付けられている道路台帳をデジタル化し、犬山市統合型ＧＩＳに計画的に移入することにより、道路関連情報を一元管理し、窓口業務の迅速化、業務の効率化を実現し、将来的な更新費用の削減を目指す。

（事業概要）
　平成２６年度は、プロポーザルにより当市に最適な事業者を決定し、不一致箇所調査、デジタル基本図の作成等に着手した。
　平成２７年度は、引き続き、現地測量、道路台帳調書情報の入力、犬山市統合型ＧＩＳに移入するためのデータ作成作業を行い、道路関連情報の一元化、窓口業務の迅速化、更新費用の削減を図るために事業を実施する。

（財源内訳）
　※事業費の内訳
　　一般財源　　　　　　　　　　４，３００万円

犬山集中大規模観光宣伝協議会負担金（犬山キャンペーン事業）１，５００万円
（観光課）

（ 目 的 ）
名古屋鉄道㈱とのタイアップ事業として、テレビＣＭや名鉄電車内の車内吊り、駅貼ポスターなど、多様で大規模な観光事業を犬山キャンペーンとして実施することにより、観光誘客の促進を図ることを目的とする。

（事業概要）
○全体計画
平成２７年度　犬山キャンペーンの実施
春：平成２７年３月１日～ ６月７日
夏：平成２７年８月１日～ ８月３１日（予定）
秋：平成２７年９月１２日～１２月６日（予定）

○主な事業内容　犬山集中大規模観光宣伝協議会負担金
【構成団体：犬山市、犬山市観光協会、名古屋鉄道㈱】

（財源内訳）
※事業費の内訳
一般財源　　　　　　　　　　１，５００万円

非構造部材改修工事　８，４６８万６千円

（学校教育課）

（　目　的　）

市内小中学校体育館の吊り天井等について、天井材の撤去等の落下防止対策を行う。

（事業概要）

天井材の落下防止対策が必要な市内３小中学校体育館のうち、犬山中学校体育館を今年度に施工中であるが、残る犬山南小学校と南部中学校について、新年度に施工を予定している。

工事の施工により、子どもたちの安全を確保するとともに、災害時に避難所として利用できるようにする。

（財源内訳）

※事業費の内訳

一般財源	８５３万４千円
国県支出金	２，７２５万２千円
地方債	４，８９０万円

消防署北出張所整備事業　８，２２９万円

（消防本部庶務課）

（　目　的　）

現在の消防署北出張所の建物は、築５０年が経過し、老朽化が目立っている上、耐震性がないことも明らかになってる。このため、大地震などの災害時において消防機能を維持できない可能性があるため、内田防災公園整備に合わせ、旧名古屋証券犬山綜合運動場北東部へ新築移転する。このことにより、大規模な自然災害等への備えを強化し、消防施設等の整備の充実を図る。

（事業概要）

○事業スケジュール

平成２７年度　用地取得（ＵＲ都市機構より買い戻し）

平成２８年度　造成・基本・実施設計、造成工事

平成２９年度　本体工事、備品購入

平成３０年度　運用開始

○用地の概要

用地面積　２，３４０㎡

○建物の主な概要（予定）

構造……………地上２階建　鉄骨造

延べ床面積……５８０㎡程度

居室等…………車庫、事務所、仮眠室、会議室等

仮眠室…………個室８部屋、女性職員への配慮

（財源内訳）

※事業費の内訳

一般財源　８，２２９万円

消防通信指令業務広域化事業　　　　　　　　　　　　１億３８９万７千円
（消防本部庶務課）

（ 目 的 ）
消防事務の一部である通信指令業務とデジタル無線を共同化し、住民サービスの向上及び消防体制の効率化、財政基盤の強化を図る。

（事業概要）
小牧市に近隣６消防本部（犬山・小牧・江南・岩倉・丹羽消防・西春日井消防）共同の消防通信指令センター（名称：尾張中北消防指令センター）を建築し、併せて通信機器設備を整備することにより、通信指令とデジタル無線について共同化を行う。

住所：小牧市安田町１１８番地
・犬山市からは、整備等にかかる費用を負担金として支出。
・平成２８年４月から運用開始予定。

（財源内訳）
※事業費の内訳

一般財源	１８９万７千円
地方債	１億２００万円

１２　平成２７年２月補正予算の概要

○　補正額

犬山市全会計で、１億７，６６８万７千円を減額
２月補正後予算の総額は、４２４億４，６０８万７千円となった。

補正額の内訳として
一般会計は、１億７，６４４万７千円を減額
補正前の予算と比較して０．７３％の減となった。
特別会計は、犬山城費会計で、４０万５千円を増額
補正前の予算と比較して、０．１９％の増となった。

○　予算額の比較

・当初予算（全会計）との比較
１６億４，１９０万３千円の増額
率にして、４．０２％の増となった。

・昨年度の３月補正後予算（全会計）との比較
６億６，０９７万９千円の増額
率にして、１．５８％の増となった。

１３ 平成２７年２月　補正後予算会計別総括表

（単位：千円）

会　計　名		補正前額	補正額	補正後額
一　般　会　計		24,220,868	△ 176,447	24,044,421
特別会計	国民健康保険会計	8,957,508		8,957,508
	犬山城費会計	218,093	405	218,498
	木曽川うかい事業費会計	46,810	△ 694	46,116
	岡部育英事業会計	50	15	65
	相馬育英事業会計	165	33	198
	土地取得会計	5,802		5,802
	公共下水道事業会計	1,830,476		1,830,476
	教育振興事業会計	16	1	17
	農業集落排水事業会計	59,558		59,558
	介護保険会計	4,567,064		4,567,064
	後期高齢者医療会計	956,217		956,217
	小　計	16,641,759	△ 240	16,641,519
企業会計	水道事業会計	1,760,147		1,760,147
合　計		42,622,774	△ 176,687	42,446,087

※水道事業会計の予算額は収益的収支の収入額と資本的収支の支出額の合計

１４　平成２６年６月までの主な行催事

名称等	吊し飾りづくり教室
実施期間	2月8日　（日）　～　2月21日　（土）　　時間　10:00　～　15:00
場所	旧磯部家住宅復原施設
担当所属	歴史まちづくり課
主催	犬山城下町おひなさまめぐり実行委員会
名称等	第3回犬山城下町おひなさまめぐり　「おひな様飾り展示」
実施期間	2月10日　（火）　～　3月10日　（火）　　時間　各施設により異なる
場所	旧磯部家住宅復原施設・しみんてい・どんでん館・福祉会館はじめ城下町主要店舗など約35か所
担当所属	歴史まちづくり課・都市計画課
主催	犬山城下町おひなさまめぐり実行委員会
名称等	折り雛づくり教室
実施期間	2月11日　（祝）　～　2月22日　（日）　　時間　10:00　～　15:00
場所	旧磯部家住宅復原施設
担当所属	歴史まちづくり課
主催	犬山城下町おひなさまめぐり実行委員会
名称等	花餅づくり体験
実施期間	2月15日　（日）　～　同日　　時間　10:00　～　15:00
場所	旧磯部家住宅復原施設
担当所属	歴史まちづくり課
主催	犬山城下町おひなさまめぐり実行委員会
名称等	健康体力チェックと運動処方
実施期間	2月18日　（水）　～　同日　　時間　10:00　～
場所	犬山市民健康館
担当所属	健康推進課
主催	犬山市
名称等	日本モンキーセンター松澤先生講演会
実施期間	2月18日　（水）　～　同日　　時間　13:30　～
場所	犬山市立東部中学校
担当所属	学校教育課
主催	犬山市
名称等	ちょこっと歩こう犬山「尾張冨士コース」
実施期間	2月19日　（木）　～　同日　　時間　10:00　～
場所	尾張冨士駐車場
担当所属	健康推進課
主催	犬山市

名称等	子育て講座「ママと1・2・3歳キッズクラブわくわくっこ」
実施期間	2月19日 （木） ～ 同日 時間 10:30 ～
場所	犬山市民健康館
担当所属	健康推進課
主催	犬山市
名称等	若い人のための基礎料理講習会 講師：犬山市食生活改善推進員
実施期間	2月20日 （金） ～ 同日 時間 10:00 ～
場所	犬山市民健康館
担当所属	健康推進課
主催	犬山市
名称等	犬山市長期派遣職員報告会
実施期間	2月20日 （金） ～ 同日 時間 13:30 ～
場所	犬山市役所
担当所属	総務課
主催	犬山市
名称等	まほろ講座「木曽川と犬山」 講師：白水正(公益財団法人 犬山城白帝文庫主任学芸員)
実施期間	2月21日 （土） ～ 同日 時間 10:00 ～
場所	青塚古墳史跡ガイダンス施設
担当所属	歴史まちづくり課
主催	犬山市
名称等	名作シネマ上映会「銭形平次捕物控」ほか
実施期間	2月21日 （土） ～ 同日 時間 10:00 ～ 15:30
場所	犬山市南部公民館
担当所属	社会教育課
主催	犬山市
名称等	犬山市・各務原市 ご当地じまんまつり
実施期間	2月21日 （土） ～ 2月22日 （日） 時間 10:00 ～ 15:00
場所	河川環境楽園オアシスパーク
担当所属	観光課
主催	犬山・各務原広域観光推進協議会
名称等	第37回読売犬山ハーフマラソン
実施期間	2月22日 （日） ～ 同日 時間 9:45 ～
場所	犬山ハーフマラソンコース(犬山市内・扶桑町の一部)
担当所属	社会教育課
主催	読売新聞社、愛知陸上競技協会、犬山市

名称等	名作シネマ上映会「旗本退屈男」ほか
実施期間	2月22日　(日)　～　同日　時間　10:00　～　15:45
場所	犬山市南部公民館
担当所属	社会教育課
主催	犬山市
名称等	大縣神社梅園　梅まつり
実施期間	2月22日　(日)　～　3月22日　(日)　時間　10:00　～
場所	大縣神社
担当所属	犬山市観光協会
主催	大縣神社
名称等	「名物館長と味わう美術館の魅力」講座
実施期間	2月24日　(火)　～　同日　時間　8:45　～　16:00
場所	名古屋ボストン美術館
担当所属	地域活動推進課
主催	犬山国際交流協会
名称等	城下町散策とおひなさまめぐり
実施期間	2月24日　(火)　～　同日　時間　9:30　～　12:00
場所	犬山城下町
担当所属	歴史まちづくり課
主催	犬山城下町おひなさまめぐり実行委員会
名称等	1・2・3歳児を持つ親の勉強教室「講話　Good enough mother」 講師:長田初美(子育てサークルアドバイザー)
実施期間	2月25日　(水)　～　同日　時間　10:00　～
場所	犬山市楽田ふれあいセンター
担当所属	子ども未来課
主催	犬山市
名称等	さら・さくら会ウォーキング
実施期間	2月25日　(水)　～　同日　時間　10:00　～
場所	犬山市民健康館
担当所属	健康推進課
主催	犬山市
名称等	介護者のつどい
実施期間	2月25日　(水)　～　同日　時間　10:30　～
場所	犬山国際観光センター
担当所属	長寿社会課
主催	犬山市

名称等	ボランティアのつどい2014「笑顔・喜び・感動、発見フェスティバル」
実施期間	2月28日　（土）　～　同日　　時間　10:00　～
場所	犬山市民文化会館
担当所属	福祉課
主催	犬山市ボランティア連絡協議会
名称等	旧磯部家住宅おもてなし事業「子どもをおひめさまに」ほか
実施期間	2月28日　（土）　～　3月1日　（日）　　時間　10:00　～　15:00
場所	旧磯部家住宅復原施設
担当所属	歴史まちづくり課
主催	犬山城下町おひなさまめぐり実行委員会
名称等	第10回犬山市民合唱祭
実施期間	3月1日　（日）　～　同日　　時間　13:00　～
場所	犬山市南部公民館
担当所属	社会教育課
主催	犬山音楽文化協会
名称等	ひとり親家庭の入進学児童激励会【卒業記念品贈呈】
実施期間	3月1日　（日）　～　同日　　時間　13:30　～
場所	犬山国際観光センター
担当所属	子ども未来課
主催	犬山市
名称等	梅まつり茶会
実施期間	3月1日　（日）　～　同日　　時間　未定
場所	大縣神社
担当所属	犬山市観光協会
主催	大縣神社
名称等	春の犬山キャンペーン
実施期間	3月1日　（日）　～　6月7日　（日）　　時間　終日
場所	犬山市内
担当所属	観光課
主催	犬山集中大規模観光宣伝協議会
名称等	まちなかいきいき城下町茶論
実施期間	3月4日　（水）　～　同日　　時間　9:30　～
場所	犬山市福祉会館
担当所属	福祉課
主催	犬山市社会福祉協議会

名称等	1・2・3歳児を持つ親の勉強教室「おもちゃつくり」　講師:高林徹雄(社会教育指導員)
実施期間	3月5日　（木）　～　同日　時間　10:00　～
場所	犬山市楽田ふれあいセンター
担当所属	子ども未来課
主催	犬山市
名称等	中学校卒業式
実施期間	3月5日　（木）　～　同日　時間　各学校により異なる
場所	市内4中学校
担当所属	学校教育課
主催	市内4中学校
名称等	ろくまるだ！さあからだを動かそう～健康づくりのための運動教室～ 講師:長谷川弘道（名古屋フィジカル・フィットネスセンター健康運動指導士）
実施期間	3月7日　（土）　～　同日　時間　10:00　～
場所	犬山市民健康館
担当所属	秘書企画課
主催	犬山市
名称等	犬山市民総合大学敬道館卒業式記念講演「犬山城をめぐる戦国史の展開」 講師:小和田哲男(静岡大学名誉教授)
実施期間	3月7日　（土）　～　同日　時間　13:30　～
場所	犬山市民文化会館
担当所属	社会教育課
主催	犬山市
名称等	ろくまる健康フェスタ！
実施期間	3月8日　（日）　～　同日　時間　10:00　～　15:00
場所	犬山市役所(１階・2階)
担当所属	秘書企画課
主催	犬山市制60周年記念事業実行委員会
名称等	いぬやま寄席　特選落語会「三遊亭好楽・林家三平他」
実施期間	3月8日　（日）　～　同日　時間　14:00　～　16:00
場所	犬山市民文化会館
担当所属	社会教育課
主催	犬山市
名称等	旧磯部家住宅　「犬山祭ミニチュア車山展示」
実施期間	3月中旬　～　4月初旬　時間　9:00　～　17:00
場所	旧磯部家住宅復原施設
担当所属	歴史まちづくり課
主催	旧磯部邸企画運営委員会

名称等	1・2・3歳児を持つ親の勉強教室「親子あそび　親子で体操1・2・3」 講師:特定非営利活動法人キッズ
実施期間	3月11日　（水）　～　同日　　時間　10:00　～
場所	犬山市楽田ふれあいセンター
担当所属	子ども未来課
主催	犬山市
名称等	第6回犬山城下町あったか鍋と地酒まつり
実施期間	3月13日　（金）　～　3月15日　（日）　　時間　13日17:00 ～ 13日20:00 14日11:00 ～ 14日20:00 15日11:00 ～ 15日18:00
場所	どんでん館前広場を含む城下町一帯
担当所属	商工企業振興課
主催	犬山城下町あったか鍋と地酒まつり実行委員会
名称等	竹田恒泰氏講演会「世界の中の日本を知ろう」
実施期間	3月14日　（土）　～　同日　　時間　14:00　～
場所	犬山国際観光センター
担当所属	地域活動推進課
主催	犬山市
名称等	諏訪哲史氏講演会
実施期間	3月14日　（土）　～　同日　　時間　14:00　～
場所	犬山市南部公民館
担当所属	社会教育課
主催	犬山市教育委員会
名称等	豊年祭
実施期間	3月15日　（日）　～　同日　　時間　9:00　～　16:00
場所	大縣神社
担当所属	犬山市観光協会
主催	大縣神社
名称等	森の教室（全6回）　⑥植樹・閉校式
実施期間	3月15日　（日）　～　同日　　時間　10:00　～　12:00
場所	犬山里山学センター
担当所属	公園緑地課
主催	NPO法人犬山里山学研究所
名称等	～わんスポ　DE　婚活～
実施期間	3月15日　（日）　～　同日　　時間　13:00　～
場所	犬山市体育館
担当所属	社会教育課
主催	犬山市

名称等	文化史料館　企画展「犬山を紡ぐ文化」
実施期間	3月18日　（水）　～　6月16日　（火）　時間　9:00　～　17:00
場所	犬山市文化史料館
担当所属	歴史まちづくり課
主催	犬山市教育委員会
名称等	犬山幼稚園卒園式
実施期間	3月18日　（水）　～　同日　時間　9:30　～　10:30
場所	犬山幼稚園
担当所属	学校教育課
主催	犬山幼稚園
名称等	1・2・3歳児を持つ親の勉強教室「救急救命講習　乳幼児へのAEDの使い方と心肺蘇生法　誤飲について」　講師:犬山消防署救急救命士
実施期間	3月18日　（水）　～　同日　時間　10:00　～
場所	犬山市楽田ふれあいセンター
担当所属	子ども未来課
主催	犬山市
名称等	ちょこっと歩こう犬山「木曽川コース」(木曽川緑地管理棟前集合)
実施期間	3月19日　（木）　～　同日　時間　10:00
場所	木曽川緑地周辺
担当所属	健康推進課
主催	犬山市
名称等	小学校卒業式
実施期間	3月20日　（金）　～　同日　時間　各学校により異なる
場所	市内10小学校
担当所属	学校教育課
主催	市内10小学校
名称等	春の犬山お城まつり
実施期間	3月21日　（祝）　～　4月15日　（水）　時間　各催事により異なる
場所	犬山市内
担当所属	観光課
主催	犬山お城まつり実行委員会
名称等	子ども未来園卒園式
実施期間	3月24日　（火）　～　同日　時間　10:15　～　11:30
場所	市内子ども未来園
担当所属	子ども未来課
主催	市内子ども未来園

名称等	子育て講座「ママと1・2・3歳キッズクラブわくわくっこ」
実施期間	3月25日　（水）　～　同日　　時間　10:30　～
場所	犬山市民健康館
担当所属	子ども未来課
主催	犬山市
名称等	犬山市消防団辞令交付式
実施期間	4月2日　（木）　～　同日　　時間　19:30　～　20:00
場所	犬山市消防本部・署
担当所属	消防本部庶務課
主催	犬山市・市消防団
名称等	内藤丈草を偲ぶ会
実施期間	4月3日　（金）　～　同日　　時間　9:00　～　16:00
場所	福祉会館中ホール
担当所属	社会教育課
主催	犬山市文化協会
名称等	犬山祭
実施期間	4月4日　（土）　～　4月5日　（日）　　時間　9:00　～　21:30
場所	犬山城下町
担当所属	観光課
主催	犬山祭保存会
名称等	第20回犬山お城まつり　夜車山曳出式
実施期間	4月4日　（土）　～　同日　　時間　19:00　～
場所	犬山駅西ロータリー
担当所属	観光課
主催	犬山お城まつり実行委員会
名称等	小学校入学式
実施期間	4月6日　（月）　～　同日　　時間　各学校により異なる
場所	市内10小学校
担当所属	学校教育課
主催	市内10小学校
名称等	子ども未来園入園式
実施期間	4月7日　（火）　～　同日　　時間　10:00　～
場所	市内子ども未来園
担当所属	子ども未来課
主催	市内子ども未来園

名称等	中学校入学式
実施期間	4月7日　（火）　～　同日　　時間　各学校により異なる
場所	市内4中学校
担当所属	学校教育課
主催	市内4中学校
名称等	犬山幼稚園入園式
実施期間	4月8日　（水）　～　同日　　時間　10:00　～　11:00
場所	犬山幼稚園
担当所属	学校教育課
主催	犬山幼稚園
名称等	旧磯部家住宅　「五月人形展示」
実施期間	4月中旬　～　5月中旬　　時間　9:00　～　17:00
場所	旧磯部家住宅復原施設
担当所属	歴史まちづくり課
主催	旧磯部邸企画運営委員会
名称等	昆虫教室（全5回）　①昆虫の世界　昆虫採集　標本作り
実施期間	4月12日　（日）　～　同日　　時間　10:00　～　15:00
場所	犬山里山学センター
担当所属	公園緑地課
主催	特定非営利活動法人　犬山里山学研究所
名称等	町会長委嘱状伝達式
実施期間	4月18日　（土）　～　同日　　時間　10:00　～　12:00
場所	犬山市南部公民館
担当所属	総務課
主催	犬山市
名称等	森と竹林の教室（全6回）　①藪を竹林にする手入れ
実施期間	4月19日　（日）　～　同日　　時間　10:00　～　12:00
場所	犬山里山学センター
担当所属	公園緑地課
主催	犬山市
名称等	文化史料館　企画展「長篠・長久手の合戦と成瀬家」
実施期間	4月22日　（水）　～　5月19日　（火）　時間　9:00　～　17:00
場所	犬山市文化史料館
担当所属	歴史まちづくり課
主催	公益財団法人　犬山城白帝文庫

名称等	春のふれあい観察会
実施期間	4月25日　（土）　～　同日　時間　10:00　～　12:00
場所	東京大学犬山研究林
担当所属	公園緑地課
主催	犬山市
名称等	ボランティアガイド養成講座（全7回）　①今井入鹿の庄　桜の里～方丈堂コース
実施期間	4月25日　（土）　～　同日　時間　10:00　～　15:00
場所	犬山里山学センター
担当所属	公園緑地課
主催	犬山市
名称等	里の恵み体験教室（全6回）　①れんげ遊び
実施期間	4月26日　（日）　～　同日　時間　10:00　～　12:00
場所	犬山里山学センター
担当所属	公園緑地課
主催	特定非営利活動法人　犬山里山学研究所
名称等	農業塾（全10回）　①苗床作り・もみまき
実施期間	4月26日　（日）　～　同日　時間　未定
場所	犬山里山学センター
担当所属	公園緑地課
主催	特定非営利活動法人　犬山里山学研究所
名称等	桃太郎まつり
実施期間	5月5日　（祝）　～　同日　時間　9:30　～　15:30
場所	桃太郎神社、桃太郎公園
担当所属	犬山市観光協会
主催	桃太郎神社及び町内会、桃太郎発展会
名称等	シートベルト関所
実施期間	5月中旬　時間　未定
場所	犬山市民文化会館
担当所属	防災安全課
主催	犬山市
名称等	昆虫教室（全5回）　②季節の昆虫　昆虫採集　標本作り
実施期間	5月10日　（日）　～　同日　時間　10:00　～　15:00
場所	犬山里山学センター
担当所属	公園緑地課
主催	特定非営利活動法人　犬山里山学研究所

名称等	春の県内一斉交通大監視
実施期間	5月15日　（金）　～　同日　時間　7:30　～　8:00
場所	犬山市内一円
担当所属	防災安全課
主催	犬山市
名称等	ボランティアガイド養成講座（全7回）　②土須ヶ洞～立洞～田口洞コース
実施期間	5月16日　（土）　～　同日　時間　10:00　～　15:00
場所	犬山里山学センター
担当所属	公園緑地課
主催	犬山市
名称等	里の恵み体験教室（全6回）　②畑づくりとサツマイモの植え付け
実施期間	5月17日　（日）　～　同日　時間　10:00　～　12:00
場所	犬山里山学センター
担当所属	公園緑地課
主催	特定非営利活動法人　犬山里山学研究所
名称等	土砂災害に強い地域づくり活動
実施期間	5月23日　（土）　～　同日　時間　未定
場所	今井地区及び今井小学校
担当所属	防災安全課
主催	犬山市
名称等	犬山市消防団観閲式
実施期間	5月24日　（日）　～　同日　時間　9:30　～　11:30
場所	するすみふれあい広場
担当所属	消防本部庶務課
主催	犬山市、市消防本部、市消防団
名称等	森と竹林の教室（全6回）　②タケノコほりで竹林づくり
実施期間	5月24日　（日）　～　同日　時間　10:00　～　12:00
場所	犬山里山学センター
担当所属	公園緑地課
主催	犬山市
名称等	子ども大学開校式
実施期間	5月24日　（日）　～　同日　時間　10:00　～　12:00
場所	市民文化会館
担当所属	社会教育課
主催	犬山市